

令和4年4月11日

事業主様
担当者様

西日本パッケージング健康保険組合

国民年金第三号被保険者に関する届出における健康保険組合の押印について

平素より、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。
さて、厚生労働省年金局事業管理課長通知(令和4年3月28日付け年管管発0328第1号)があり、令和4年3月28日より「国民年金第3号被保険者関係届」の医療保険者の代表者等に係る押印は要しないこととなりました。

このため、当健康保険組合では、「西日本パッケージング健康保険組合理事長」の押印を取り止め、下記の様に取り扱うこといたします。

なお、ホームページの届書は、令和4年4月1日に変更しております。また、お手元の旧様式の届書またはPDF等で保管されておられる場合は、差し替えていただきますようお願いいたします。

記

1 医療保険者記入欄の取り扱いについて

当健康保険組合が「確認」した証として次の様に取り扱います。

- ① 新しい当健康保険組合作成の「国民年金第3号被保険者関係届」(別添参照)で届出の場合(日本年金機構の用紙も含む)
 - ・当健康保険組合の「住所・健康保険組合名・理事長名」のゴム印を押印
 - ・認定年月日に日付印を押印
- ② 以前の当健康保険組合作成の「住所・健康保険組合名・理事長名・㊤」が印字・入力されている「国民年金第3号被保険者関係届」で届出の場合
 - ・従来通り「西日本パッケージング健康保険組合理事長」印(角印)を押印
 - ・認定年月日に日付印を押印
- ③ 当健康保険組合の「住所・健康保険組合名・理事長名」が印字されていない「国民年金第3号被保険者関係届」(㊤のみ印字されている)で届出の場合
 - ・当健康保険組合の「住所・健康保険組合名・理事長名」のゴム印を押印
 - ・認定年月日に日付印を押印

2 対応開始日

令和4年4月1日